

	号外	定価 1部2円	賃金改善・人員確保・危機事案対応改善を求め、春闘勝利に向け組合員全員の結果を！	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2722
	第3種郵便物認可	岩手県庁内 岩手県職員労働組合		2025年 3月4日

## 2025春闘①

賃金改善  
人員確保

# 春闘方針を確立

3.1臨時大会

＝危機事案対応の改善も追及＝

## 3月10日要求書提出・人事課総括課長交渉へ

県職労は、3月1日に臨時大会を開催し、2025春闘方針を確立した。

2025春闘の柱は、全組合員が実感できる賃金水準改善、会計年度任用職員を含めた人員確保・長時間労働の解消、危機事案対応改善をはじめとした諸課題の改善。3月10日の要求書提出・交渉で2025春闘をスタートさせる。

昨秋の確定闘争では、月例給・一時金ともに3年連続の引き上げを実現し、今年4月からの初任給格付引上げ(4号)も引き出したが、物価高騰には追いついていない。

また、職場では恒常的な人員不足の中、長期療養者を抱えながら、豚熱、鳥インフルエンザ、山林火災等の相次ぐ危機事案対応にもあたっており、業務量は一層増加している。交渉では人員確保など当局姿勢を質し具体的対策を求めていく。

### ～2025春闘要求重点項目～

- 1 昇給・昇格要件の改善 / 55歳昇給抑制撤廃
  - 2 中途採用者の格付けにあたり、前歴換算を改善
  - 3 専門職の人材確保に向け、民間との賃金水準の格差を踏まえ、処遇を改善
  - 4 自己負担解消に向け通勤手当、住居手当、単身赴任手当を改善
  - 5 非常時に備えた待機対象日の手当・電話対応時におけるオンコール手当を創設
  - 6 暫定再任用職員の級の格付け、一時金の支給月数など、賃金・手当を改善
  - 7 柔軟な働き方の中でも職場の人員体制確保のため、全庁的に窓口業務受付時間を短縮
  - 8 職場の人員増 / 業務量に見合った人員配置
  - 9 交通事故等にかかる、「失職特例条例」制定
  - 10 職場の執務環境及び公舎の住環境を充実
- 重点項目のほか、人事異動の課題や危機事案対応の改善の課題など全161項目!!

組合員の切実な要望を「2025春闘統一要求書」として確認。1年の闘争スタートとなる春闘期から要求を掲げ、職員が実感できる改善策を求め2025春闘に全力で取り組む。

# 3月10日・2025春闘交渉ポイント！

- 【①賃金課題】 3年連続の賃上げも物価高騰には追いついておらず、実質マイナス賃金が続く。職員が安心できる賃金・労働条件確保は必要不可欠。全職員のモチベーション維持のためにも、職員のがんばりに報いる賃金改善を求めていく。2025年4月の初任給格付改善に伴う在職者調整の適正実施も求める。
- 【②人員確保】 職場実態を踏まえ、専門職確保等も含めた来年度の人員配置（定数増）、欠員解消を求める。
- 【③超勤手当】 超勤予算配分の措置と次年度の超勤予算の状況などを確認する。
- 【④危機事案対応】 昨年5～6月の豚熱防疫作業をめぐる諸課題を踏まえ提出した要請書の検討・改善状況を示すよう求める。
- 【⑤合庁機械警備化】 今年5月からの盛岡以外の全合同庁舎機械警備化に起因する職員負担増に伴う人員確保・超勤手当支給を求める。
- 【⑥待機対象日手当・オンコール手当】 非常時に備えた電話対应当番で行動に制約が生じるうえ、電話対応が生じても庁舎や現場に出向いての対応を伴わない限り、30分未満の短時間に留まり、超勤手当対象外の場合が大半。手当創設を求める。
- 【⑦会計年度任用職員課題】 職場状況よりも財政事情を優先した会計年度任用職員の人員減はもつてのほか。廃職検討見直し・各所属の業務実態を踏まえた任用数の増を求める。

**当局を厳しく追及！人事異動内示日未だ示されず 今週末発表か？**

県職労は、昨年12月9日に要求書を提出し、3月1日内示（遅くとも発令日まで3週間の確保）を求めてきたが、現時点で内示日は公表されておらず、例年、内示日の1週間前には公表されていることから、要求どおりに内示が出されない公算が強まった。

3月10日の交渉では、当局を厳しく追及し、改めて来年度の3月上旬での内示を強く求め、内示時期の改善について見解を質す。併せて、早期着任の強要が生じないよう、国やトラック業界の「分散引越」要請も踏まえ、十分な赴任期間確保を求めていく。

## 大船渡市林野火災 勤務条件等の諸課題は県職労へ

大船渡市において2月26日に発生した林野火災への対応に夜間・休日を含め、多くの組合員が従事しています。勤務時間や超勤手当の取扱いをはじめ、勤務条件、職場体制等をめぐる諸課題は、県職労にお寄せください。

**自宅建物の火災の場合、県職労総合共済「住宅災害見舞金」の給付対象**

**となる場合がありますので、支部書記局までお知らせ願います。**